

大田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体を解散した旨の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年11月1日

大田市長 楳野 弘和

1. 解散した地縁による団体

(1) 名称 駅前・原口自治会

(2) 区域

本会の区域は概ね、大田市久手町波根西1762番地14、久手町波根西1777番地4、久手町波根西1779番地6、久手町波根西1770番地6、久手町波根西2215番地、久手町波根西2221番地、久手町波根西2244番地3、久手町波根西2244番地2で囲まれた区域とする。

(3) 事務所 大田市久手町波根西1767番地13

(4) 清算人氏名 岡田 稔

(5) 清算人住所 大田市久手町波根西1767番地13

(6) 解散事由 総会の議決による

(7) 解散年月日 令和4年3月30日